

本日、早朝より北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する情報が入っております。県といたしましては、県民の安全確保のため、引き続き緊張度をあげて、対応に万全を期してまいります。

さて、本日から始まります 11 月定例会議も、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先月襲来しました台風 21 号について申し上げます。超大型で強い勢力を保ったまま上陸した台風 21 号は、西日本から東日本の広い範囲において、強烈な風と大雨をもたらしました。この影響により、河川の氾濫や浸水害、土砂災害等が発生するなど、甚大な被害が生じたところ です。

今回の災害により亡くなられた方々とそのご遺族に対しまして、心より哀悼の誠を捧げますとともに、負傷された方々や被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

本県におきましては、東近江市桜川東や長浜市唐国で、1 日当たりの降水量が観測史上 1 位の値を更新したほか、大津市南小松で秒速 44.2m の最大瞬間風速を観測し、高島市今津や甲賀市信楽では、最大風速の観測史上 1 位の値を更新いたしました。

こうした中、大津市などにおいて、4 名の方が軽傷を負うなど人的被害がありましたほか、15 市町において、住居の一部損壊や、床上・床下浸水が発生するなど、多数の住家被害が報告されています。

この他、河川や道路等においても、護岸・路肩の欠損や土砂の流出などの被害が生じたほか、農地の冠水やビニールハウスの倒壊被害など、県内各地で大きな被害が生じたところ です。

特に、竜王町弓削地区では、一級河川新川の決壊により水田や民家、工場が浸水被害を受け、浸水した工場から流出した油が田畑に流れ込み、収穫間近の大豆、蕎麦が被害を受けました。

こうしたことから、今月 8 日には、国土交通省等の関係省庁に対しまして、災害復旧への支援について緊急要望を行ってまいりました。また、防災行政を担当される小此木大臣にも、直接面会し、被害の状況などの説明を行い、復旧に向けた国の支援をお願いしたところでございます。

先日 27 日には、今回の災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が公布・施行され、一部の事業において、国庫補助率の嵩上げ措置などが適用されたことから、本県においても、これらを活用し、早期復旧に取り組んでまいります。

災害が少ないといわれる本県にも、今年、台風第 5 号、台風第 18 号、第 21 号と、連続して台風が襲来し、それぞれ、副知事を本部長とする災害警戒本部を立ち上げて、対応してまいりました。

台風第 5 号においては、災害時の情報共有や情報発信にかかる課題が明らかになったことから、洪水対応ホットラインを利用した、空振りを恐れない早め早めの情報提供や、市町に派遣する情報連絡員の研修・訓練、防災情報システムの調整などの改善を図ってまいりました。

また、台風第 21 号においては、台風通過後も、JR 湖西線の不通が続いたり、大規模な停電が解消されなかつたりしたところであり、気象情報や避難情報はもとより、代替交通の確保や被災したライフライン等の復旧見通し等についての情報提供など、より県民に寄り添った対応を行うことが必要であると再認識したところです。

今後も、これまでの災害の教訓を生かし、不断の見直しを行い、訓練

を重ねながら、災害対策の対応に万全を期してまいります。

この他、今回の台風 21 号では、約 1 時間半にわたり瀬田川洗堰が全閉されました。これは、平成 25 年の台風 18 号の際に全閉されてから 4 年ぶりに実施されたこととなります。

全閉操作は、琵琶湖の水位上昇を伴い、沿岸部での浸水被害などが懸念されることから、全閉操作を極力回避していただくため、国に対して要請を行ってまいりましたが、実施を免れなかったため、全閉された後、早期の放流再開を求める緊急要請を行ったところです。

県としましては、これまでから要望してまいりました天ヶ瀬ダムの開発、宇治川の改修などについて、引き続き、事業の着実な進捗が図られるよう求めてまいるとともに、全閉された際の情報発信など国と協議してまいりたいと考えております。

次に、国政と県政の関わりについて申し上げます。

去る 10 月 22 日に、第 48 回衆議院議員総選挙が実施され、今日 1 日に召集された特別国会では、衆議院の正副議長選出や首班指名選挙が行われたところです。

国政においては、少子・高齢化に伴う社会保障や、安全保障、財政、地方創生など、県政に関わる重要な施策について、今後、議論が深まっていくことを期待しており、こうした国の動きを的確に捉え、直面する課題解決に向け、国はもちろんのこと、市町、関係団体、県民の皆様との連携をさらに強め、進めてまいりたいと存じます。引き続きよろしくご指導、ご鞭撻お願いをいたします。

それでは、11 月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました

諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、平成30年度の県政運営について、申し上げます。

今年も、いよいよ来年度の予算編成の時期となってまいりました。

これまで本県においては、時代の潮流や本県が直面する課題に、長期的な視点から対応すべく、滋賀県基本構想や、これを推進するためのエンジンとして位置づける「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に沿って、施策の展開を図ってきたところでございます。

平成30年度は、基本構想と行政経営方針の計画期間の最終年度となりますことから、これらの総仕上げに向け、これまでの取組を土台として、具体的な成果につなげるとともに、滋賀の未来を創る取組にもしっかりと取り組んでまいります。

併せて、「琵琶湖新時代」に向けて、琵琶湖を活かした地域の魅力向上とそれを支える経済基盤の強化に取り組んでいくとともに、SDGsの取組を進め、これまでの施策を再評価し、持続可能な滋賀づくりのためのより質の高い施策を展開していきたいと考えております。

こうした認識のもと、SDGsについては、県民参加のすそ野を広げるための普及促進に取り組むとともに、持続可能な社会をつくっていくための国内外のモデルとなる取組の創出を目指します。

これらの実現に向けては、4つの視点に沿って取組を進めてまいります。

一つ目は「だれもが健康で、活躍する社会づくり」、二つ目は「若者

の希望を叶える社会づくり」、三つ目は「新たな価値の創造・発信」、四つ目は「琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生」であります。

とりわけ、健康につきましては、本県の平均寿命、健康寿命とも日本一であるとの東京大学大学院の研究結果も発表されていることもあり、この機を捉えまして、食やスポーツ、文化芸術、社会活動、観光、産業などあらゆる面で幅広く、健康寿命をさらに延ばしていくための取組を進めるなど、重点化し、戦略的な施策展開を図ってまいりたいと考えております。

また、社会経済活動に不可欠なインフラとして定着し、急速に技術革新が進むICTにつきましては、情報通信インフラや情報通信端末の高い普及率、さらにはデータサイエンスや情報系学部学科を擁する大学の集積といった本県の強みを活かしながら、県民の生活の質の向上や産業の活性化などに資するよう、施策を展開してまいります。

こうした取組を平成30年度の最重要課題として、戦略的な施策構築を図り、部局連携で取り組んでまいりたいと考えております。

同時に、課題解決に向けた各種施策を確実に展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤を確立することが重要となりますことから、引き続き財政の健全化に意を用いてまいります。

今後、見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、平成30年度の予算編成におきましては、歳入・歳出両面から一步踏み込んだ「行財政改革」の取組を検討し、その具体化を図っていくこととし、全庁挙げて取り組んでまいります。

また、組織・体制面については、基本構想の実現に向けた取組や本県が直面する多様な行政課題に的確に対応していくため、限られた人員の

中、質の高い行政運営体制の確立を図ってまいります。

県庁全体で適正な人員配置を一層進め、効率的で柔軟な組織・体制を構築するとともに、業務の効率化を徹底するなど、働き方改革に向けた取組をさらに進め、生産性の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図りながら、県庁力の最大化を目指してまいります。

次に、先ほどの、平均寿命・健康寿命にも関連いたしますが、「がん対策」について、申し上げます。

わが国では、生涯のうちに約 2 人に 1 人ががんに罹患し、約 3 人に 1 人ががんで亡くなると推計され、本県においても、平成 28 年全死亡者の約 3 割のがんで亡くなられており、がんは、誰もが発症、治療、闘病の可能性のある病気であります。

今年 8 月には、国立がん研究センターから、がんと診断された人を、治療によってどの程度救えるかを示す「5 年相対生存率」などが初めて公表され、種類によっては、がんは不治の病から、長くつきあっていく病に変化してきたことが示されたところです。

これまで県では、平成 25 年度に改定しました「滋賀県がん対策推進計画」に基づき、①がんの予防、②がんの早期発見、③がんの医療、④生活と治療の両立に関する 4 つの取組を、進めてまいりました。

様々な取組を進めた結果、本県においても、若くしてがんで亡くなる人の割合を示す「がんの 75 歳未満の年齢調整死亡率」は、低い方から全国 7 位という状況となり、病気を持ちながらではありますが、発症後も長く生活を続けられているなど、一定の成果はあったものと認識しております。

ただ、生存率の向上に伴いまして、就労に関わる問題など、がん患者の方それぞれが抱えている課題にも、しっかり向き合っただ対応していく必要があるなど、新たな課題も見えてきたところです。

これらの課題を踏まえ、今年度末には、計画改定から5年が経過いたしますことから、①がん予防、②がん医療の充実、③がんと共生、④これらを支える基盤の整備を計画の4本柱として、今年度、計画の見直しを進めているところです。

次期計画におきましては、市町が行うがん検診の精度の向上やがん医療の拠点となる病院の整備、治療と仕事が両立できる環境づくりの推進、がん教育の本格的な実施などについて、引き続き取り組んでいくこととしております。

併せて、これまでのがん対策に加え、子どもから高齢者までライフステージに応じたがん対策や、社会経済的な問題等、新たな課題を踏まえた取組を進めていくこととしております。

このように、がんになる前となつてからの対策を同時に進めることにより、「県民ががんを知り、がんを予防し、がんになつても納得した医療・支援が切れ目なく受けられ、自分らしく暮らせる滋賀」の実現に向けて、しっかり取り組んでまいり所存であります。

次に、魅力発信による滋賀への誘客促進について、申し上げます。

日本遺産への認定を機に、各地域の皆様方が観光素材として磨き上げてこられた文化財を核とした観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」が、先月から開催されております。

この中では、各地域で150を超えるまち歩き・体験プログラムや特別

公開イベントが実施されるなど、本県の魅力を十分に感じていただけるキャンペーンとなっております。

そこで、現在、多くの方に訪れていただけるよう、ガイドブックの配布や、特設ホームページの設置に加え、今月から5種類のポスターを全国800カ所の鉄道駅に掲出するなど、PRに努めているところです。

併せまして、本県の個性豊かな酒蔵を巡っていただく「パ酒ポート」を発行し、近江の地酒を巡る旅を提案するなど、新たな手法も加え、本県への誘客を促進してまいります。

この他、ビワイチにつきましては、これまでも国内外から多数の方に体験いただいております、一昨年5万2千人だった体験者数が昨年は7万2千人と大きく増加し、海外からの来訪者も拡大しております。

こうした取組の効果もありまして、民間の協議会の推計による県内宿泊者数は、10月は台風などの影響もあり、前年度比約2%の増加に留まりましたものの、11月は前年度比約30%の増加となり、好調に推移しているところです。

また、滋賀への誘客の役割を担う情報発信拠点「ここ滋賀」を、先月29日東京・日本橋にオープンし、11月28日現在で、来館者は計76,437名に達したところであります。

オープンからちょうど1ヶ月が経過し、来館いただいた方や事業者の方などから、課題も含め、運営等について貴重なご意見をいただいております、こうした声を生かしながら、より良い拠点となるよう取り組んでまいります。

そして「ここ滋賀」が、滋賀の多様な価値や魅力を、長きにわたり体



感いただける情報発信拠点となるよう、特産品・伝統工芸品などの物販、滋賀の食材をふんだんに使ったレストラン、滋賀の観光情報などの充実を図るとともに、滋賀の魅力を様々な角度からお伝えする企画催事を効果的に展開してまいります。

今後は、こうした情報発信力を活かしながら、県内の観光素材の磨き上げに一層努め、滋賀の魅力発信と誘客促進の好循環を図ってまいります。

次に、世界との関わりについて、申し上げます。

今月4日と5日に、来年、姉妹提携50周年を迎える米国ミシガン州のデトロイト美術館の日本ギャラリーオープニングイベントにおきまして、県と滋賀県茶業会議所が連携し、2,000人以上の方に「近江の茶」を楽しんでいただく、プロモーションを実施いたしました。

この中で、お茶の淹れ方教室や3種のお茶の飲み比べ会などを開催いたしましたところ、参加いただいた方々からは、「色がきれいで味わい深い」「甘くて驚いた」といったご感想をいただくなど、世界においても「近江の茶」が十分通用することが示されたところでした。

また、併せて実施いたしました商談会におきましては、参加いただいた現地の茶のバイヤーや、飲食店経営者等の方々から高評価をいただくなど、県内の茶業関係者の皆さんも、お茶の輸出に手ごたえを感じられたとの報告を受けたところです。

今後は、本県農畜水産物の輸出戦略で重点品目に位置づけている「近江の茶」の販路開拓に向けて、今回の成果を生かしながら、官民連携でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

この他、世界との関わりといたしまして、ベトナム・クアンニン省との環境・経済分野の協力について申し上げます。

本県では、平成 27 年度より独立行政法人国際協力機構 (JICA) が実施する技術協力プロジェクトであります「クアンニン省ハロン湾地域のグリーン成長プロジェクト」を通じ、クアンニン省に対し、水環境の改善等にむけた研修や技術指導等の協力を行ってまいりました。

こうした中、先月 20 日、この協力関係を相互に有益なものへと発展させるため、クアンニン省と環境・経済分野の協力に関する覚書を締結したところです。

今後、琵琶湖の環境保全および産業振興等を通じて獲得した本県のノウハウ「琵琶湖モデル」を活用し、滋賀県の産官学民が一体となり、世界に貢献するとともに、県内企業の新たな活躍の場となるよう、水環境ビジネスを一層推進してまいります。

最後に、海外訪問について、申し上げます。

10 月 20 日から 25 日までの 6 日間、フランスのナント市を訪問し、「障害者の文化芸術国際交流事業『2017 ジャパン×ナントプロジェクト』」に出席してまいりました。

また、これに併せて、ナント市における文化政策および都市交通政策について、元ナント市長であり、フランス共和国 前 外務大臣（元首相）であるジャン・マルク・エロー氏など関係者と意見交換を行ってきたところです。

この中では、産業の衰退により厳しい経済状況に直面したナント市を「文化」で再生された政策理念や合意形成のプロセス、アート作品を設

置している都市空間や博物館のバリアフリー化などの事例についてお聞きするなど、有意義な意見交換となりました。

今回の訪問で得た知見を生かして、国を挙げて行う文化プログラムの推進において、本県では、障害者の文化芸術をはじめ滋賀の多彩な文化を世界の人々に発信し、交流を深めるとともに、地域を誇りに思う気持ちの醸成や、多様性を包み込む豊かな人間関係づくり、生活の質や自治の力の高まりにもつながるよう取組を進めてまいります。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につき、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第 122 号および議第 139 号は、一般会計の補正予算でございますが、

議第 122 号は、債務負担行為の補正を、

議第 139 号は、先ほどご説明申し上げましたとおり、河川・道路といった土木施設や農地・農業用施設などの復旧に要する経費をはじめ、ビニールハウス等園芸栽培施設に被害を受けた農家の施設整備を支援する経費などを追加することにより、総額で 28 億 8,094 万 9 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 123 号は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付および国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第 124 号は、宅地建物取引業法の一部改正に伴い新たに建築物に係る各種証明の手数料を徴収するため、および都市計画法に定める用途地域に田園住居地域が新設されたことに伴い、建築等の許可の申請に対する事務手数料を追加するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 125 号は、東北部工業技術センターの試験研究等のための機器を新たに導入することに伴い、改正を行おうとするものでございます。

議第 126 号は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要な規定の整備を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 127 号は、建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域において生じさせてはならない日影時間を定めるため、および建築計画概要書の写しの交付を請求することができるようにするため、改正を行おうとするものでございます。

議第 128 号は、県営住宅の駐車場の管理等を県が直接行うこととするため、および公営住宅法施行規則の一部改正に伴う必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 129 号は、独立行政法人水資源機構法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 130 号は、都市公園法の一部改正等により、都市公園に設けられる公募対象公園施設の建ぺい率の特例等を規定するため、およびごみを捨てる等の行為が禁止行為であることを明確にする等、利用者の都市公園の快適な利用に資するとともに、都市公園の管理の一層の適正化を図るため、改正を行うとするものでございます。

議第 131 号は、南部工業用水道事業が供給する工業用水の基本料金、特定料金および超過料金について、その料率を改定するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 132 号は、都市計画法に定める用途地域に田園住居地域が新設されたことから、風俗営業所の設置制限地域等に田園住居地域を加えるため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第 133 号は、契約の締結について、

議第 134 号および 135 号は、指定管理者の指定について、

議第 136 号は、公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を変更することについて、

議第 137 号は、平成 30 年度において発売する宝くじの発売総額について、

議第 138 号は、関西広域連合規約の変更について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。